

滋賀県中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要綱

（目的）

第1条 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、滋賀県域の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年層の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「滋賀県中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 協議会は、別表に掲げる構成員により構成する。

2 協議会には、前項の構成員のほか、オブザーバーとして次に掲げる者が出席して会議を開催するものとする。

（1）別表に掲げるオブザーバー

（2）その他、必要に応じて、会議への出席が適当と認められる関係機関の者

（協議事項）

第3条 協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（1）目標およびK P I（重要業績評価指標をいう。）の設定ならびに事業実施計画の策定

（2）前号で定めた事業実施計画に基づく事業の進捗管理および実績評価

（3）その他、中高年世代の支援に関して必要と認められる事項

（運営）

第4条 協議会に座長を置き、滋賀県商工労働部労働雇用政策課長をもって充てる。

2 協議会の運営については別に定める。

3 協議会は、必要の都度開催する。

（関係機関）

第5条 協議会は、必要に応じて、関係機関から資料の提供を受け、または関係機関に会議の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、滋賀県商工労働部労働雇用政策課および滋賀労働局職業安定部職業安定課に置くものとし、会議の庶務は事務局において処理する。

（秘密の保持）

第7条 協議会の構成員および協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議の上、別に定める。

付 則

この要綱は、令和２年７月１６日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年５月１４日から施行する。

付 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別 表

構 成 員

滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課
	健康医療福祉部障害福祉課
	商工労働部労働雇用政策課
	ひきこもり支援センター
滋賀労働局	職業安定部職業安定課
	職業安定部職業対策課
	職業安定部訓練課
	草津公共職業安定所
日本労働組合総連合会滋賀県連合会	
一般社団法人滋賀経済産業協会	
滋賀県中小企業団体中央会	
滋賀県商工会議所連合会	
滋賀県商工会連合会	
滋賀県中小企業家同友会	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部	
ＮＰＯ法人滋賀県社会就労事業振興センター	
滋賀県地域若者サポートステーション	
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	

オブザーバー

しがジョブパーク運営事業受託者
